

平成 28 年 9 月  
選挙管理委員会

### 「特例選挙区」について

#### 公職選挙法第 271 条

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

昭和四十一年一月一日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数の半数に達しなくなつた場合においても、当分の間、第十五条第二項前段の規定にかかわらず、当該区域をもつて一選挙区を設けることができる。

#### 【解説】

昭和 41 年 1 月 1 日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、法第 15 条第 2 項の規定により強制合区の対象となる場合においても、当分の間、その選挙区を存置することができるというものである。

これは、法律の制定当時、都市への過度な人口の集中化の傾向に伴い、強制合区の対象となる選挙区も生ずる状況にあったが、このような事態は人口の急激な移動という一時的な特殊の現象との認識の下、また、都道府県議会議員の選挙区が原則として郡市の区域によるものと法定されているのは、都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべきとの趣旨によるものと考えられることから、単に画一的に人口の要素のみによって選挙区制を考えるべきではないとの考え方のもとに、当分の間の例外措置として認められたものである。

【判例】平成元年12月18日 最高裁判決（昭和63（行ツ）176 破棄自判）

- 特例選挙区の設置は、行政における複雑かつ高度な政策的考慮と判断を必要とし、その合理性の有無は、議会の判断がその裁量権の行使として是認されるかどうかによって決せられる。

特例選挙区に関する公選法第271条第2項（現行：第271条）の規定は、もともと昭和37年法律第112号による公選法の改正により設けられたものであるが、当初は島についてのみ特例選挙区の設置を認めていたものであるところ、昭和41年法律第77号による改正により現行の規定となり、島以外にも特例選挙区の設置が認められるようになった。この現行の規定は、いわゆる高度経済成長下にあつて社会の急激な工業化、産業化に伴い農村部から都市部への人口の急激な変動が現れ始めた状況に対応したものとみられるが、また、都道府県議会議員の選挙区制については、歴史的に形成され存在してきた地域的まとまりを尊重し、その意向を都道府県政に反映させる方が長期的展望に立った均衡のとれた行政施策を行うために必要であり、そのための地域代表を確保する必要があるという趣旨を含むものと解される。

そして、具体的にいかなる場合に特例選挙区の設置が認められるかについては、客観的な基準が定められているわけではなく、結局、前示の公選法第271条第2項の制定の趣旨に照らして、当該都道府県の行政施策の遂行上当該地域からの代表確保の必要性の有無・程度、隣接の郡市との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ないところ、それには当該都道府県行政における複雑かつ高度な政策的考慮と判断を必要とするものであるから、特例選挙区設置の合理性の有無は、この点に関する都道府県議会の判断がその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。そして、都道府県議会において、右のような観点から特例選挙区設置の必要性を判断し、かつ、地域間の均衡を図るための諸般の要素を考慮した上でその設置を決定したときは、それは原則的には裁量権の合理的な行使として是認され、その設置には合理性があるものと解すべきである。もっとも、都道府県議会の議員の選挙区に関して公選法第15条第1項ないし第3項が規定しているところからすると、同法第271条第2項は、当該区域の人口が議員1人当たりの人口の半数を著しく下回る場合、換言すれば、配当基数（すなわち、各選挙区の人口を議員1人当たりの人口で除して得た数）が0.5よりも著しく下回る場合には、特例選挙区の設置を認めない趣旨であると解される。